

東京都農業政策に関する建議

～ 農業者の意欲を後押しする農業所得確保対策の確立を ～

東京の農業は、貴重な農産物を供給するとともに、防災機能や緑の創出、地域環境の維持、食農教育の場といった多くの役割を担っており、都民からも強い期待がかけられている。しかし、様々な課題によって農家戸数、農地面積ともに縮小し続けているのが現状である。

農地を確保し、農業の継続を図るためには担い手の育成が不可欠である。次代を担う農業者の「農地を維持し、農業経営を発展させる」という意欲を喚起し、具体的に後押しするためには、まず第一に農業所得の確保対策を確立する必要がある。しかし、国の戸別所得補償制度については今年度より畑作物にも拡大して本格実施されているものの、その内容は不十分であり、さらに東京都内では大部分の農家がその対象とならない状況である。

よって、「農業のある東京」を次世代に受け継ぐためには都独自の農業所得確保対策を展開することが強く求められることから、下記のとおり農業政策を確立されるよう、東京都農業会議第109回総会の総意をもって建議する。

記

1. 都民の暮らしを守る「農業のある東京」を推進するための支援

(1) 農地を維持し農業経営を確立するための直接支援施策の構築

都民の暮らしに欠かせない役割を果たす農業・農地が維持されるよう、農地を適切に管理し、農業生産を継続している農家に対し、戸別に農業所得の直接支援を行う施策を構築すること。

(2) 防災に協力する農家への助成

地域における防災協定の締結等を行う協力農家に対しては、災害時に緊急避難場所となるハウスや、断水時に貴重な水の供給源となる井戸などの維持・管理に対する経費の負担を強いる結果となっている。そこで、関連する部局間で連携し、防災に必要な施設や設備の設置および機能維持・改善にかかる経費を助成する施策を構築すること。

(3) 農畜産物の安全性の確保と適切な情報提供

福島第一原子力発電所事故の発生に伴う都内産農産物の放射性物質検査については、都が責任を持って実施すること。

また、農家が農畜産物の安全性を確保できるよう、ビニールトンネルを含めた施設化の推進や畜産飼料の流通等を含めて十全の対応を図るとともに、消費者が正しい知識のもと行動できるよう適切な情報提供を行うこと。

2. 都市農業に対する保全施策の確立

都市地域の農業・農地は、都市住民の豊かな暮らしを守るうえで欠かせない存在であり、その必要性に対する理解も十分に醸成されている。しかし、現行制度のもとでは都市農地の減少に歯止めがかからないことから、都市地域の農業・農地に対して農用地区域と同等の農業振興施策を実現するよう、国に強く要請すること。

さらに、都市農業・農地を守る法律の整備を早急に行うとともに、相続税納税猶予制度および生産緑地法については農業の継続がさらに円滑となるよう所定の見直しを行ったうえで基本を堅持するよう、国に強く働きかけること。

3. 農産物価格の安定・向上とコスト低減に向けた支援施策の構築

(1) 農産物価格の向上に向けたPR施策の創設

再生産可能な農産物価格が実現するよう、新鮮さはもとより、安全・安心・環境にも配慮して生産している東京農業の実態やその生産物の魅力を都民や実需者に知らせるためのメディア戦略を含めた施策を創設すること。

(2) 「東京エコファーマー制度」(仮)の創設

今後、現行のエコファーマーマークが使用できなくなることを踏まえ、都民に支持される環境や安全・安心に配慮した農業を引き続き推進するため、東京版の新たなエコファーマー制度を創設すること。

(3) 特定の資材等に対する支援

認定農業者やエコファーマー、特別栽培認証制度の認証を受ける農家等を対象として、特定の農業技術の導入に伴う資材および、販売にかかるロゴマーク入り包装資材等の費用を援助する施策を創設すること。

4. 補助事業の対象拡大

(1) 事業実施主体の範囲の拡大

個々の農家の努力と工夫によってリードされてきた東京農業の特徴を踏まえ、補助事業の実施主体を認定農業者等一定の要件を満たす経営について個別経営を対象とするなど、要件を緩和すること。

(2) 対象事業の拡大

補助事業について、事業費を有効に活用し、かつ現場が過重な負担とならないよう、農家が持つ既存の施設や機械を一部活用し、その改善を図る計画も対象とするなど支援対象となる事業を拡大すること。

5. 農畜産物の販売ルートの拡大

(1) 共同直売所の整備・充実

地産地消を推進し農家の所得を向上させるため、地域の実情を踏まえた新たな共同直売所の整備や、既存の共同直売所の改善・充実に対し柔軟な支援施策を実施すること。

(2) 農地が無い地域への農産物販売ルートの創設

区部の農地が無い地域の消費者に対し、都内各地で生産された農産物を恒常的に供給する仕組みや拠点を設けること。

(3) 畜産物アンテナショップの整備

都内産畜産物のアンテナショップを設け、畜産振興と食育の拠点として整備すること。

6. 労働力不足への対策

農家の所得向上に欠かせない労働力の確保対策として、区市町村や農業団体、NPO法人等が取り組むヘルパーやボランティアの育成・派遣といった事業を支援する施策を確立すること。

また、広域的に活動できる農作業受託組織を育成するとともに、利用する農家の希望をとりまとめ調整する仕組みを整備すること。

7. 生産規模の維持・拡大を図る経営に対する支援の強化

農業所得の安定と向上のために規模拡大を図る農業経営に対し、農地確保に関する支援体制を強化すること。

また、市街化区域においても農地の利用権設定による規模拡大が可能となるよう、国に対し都市農地をめぐる制度等の見直しと農業経営基盤強化促進法の改正を働きかけること。

8. 農業経営や生産技術の確立に向けた支援

(1) 新しい作目や技術の導入に対する支援

農業経営の安定と向上を目指して新たな作目や生産技術、施設等の導入をはかる農業者に対し、それが確実に経営改善につながるよう、総合的に助言し支援する体制を構築すること。

(2) 農業経営の将来像の確立

試験研究においては、育成すべき農業経営の姿を明らかにするため、生産技術に加え「経営」に重点を置いた研究を充実させるとともに、その研究成果が農家の経営向上につながるよう、現場での指導・助言に活用すること。

9. 島しょ地域における安定した農業経営の確立に向けた支援

島しょ地域において安定した農業経営が確立できるよう、生産基盤の整備をさらに進めるとともに、新たな作目の導入や販売促進、出荷形態および流通方法の試験研究、生産・流通コストの低減といった取組に対し総合的に支援する体制を強化すること。

平成23年8月17日

第109回東京都農業会議通常総会